

2019 [令和元年度]

# 拉致問題の解決 その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する 政府の取組についての報告

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する令和元年度の政府の取組について報告するものである。



## INDEX

1. 総論
2. 拉致問題
  - 国内における取組
  - 日朝協議及び六者会合
  - 国際場裡における取組
  - 各国との連携
3. 脱北者問題
4. その他の人権侵害問題
  - 日本人配偶者問題
  - 北朝鮮内の人権侵害問題

# 1 総論

北朝鮮による拉致をはじめとする人権侵害問題は国際社会の重大な懸念事項であり、政府は様々な取組を行っている。特に、拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題である。政府としては、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置付け、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求している。また、各種国際会議や各国との首脳会談をはじめとする外交上のあらゆる機会を捉えて拉致問題を提起してきており、拉致問題解決の重要性とそのため政府の取組は、諸外国から幅広い理解と支持を得てきている。

しかしながら、政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者17名のうち、12名の方がいまだに帰国していない。

北朝鮮は、平成26年5月にストックホルムで行われた日朝政府間協議の結果、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、同年7月に調査を開始した。ところが、北朝鮮による平成28年1月の核実験や同年2月の弾道ミサイル発射等を受けた我が国の対北朝鮮措置の発表後の同月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。拉致問題は安倍内閣の最重要課題であり、政府としては、引き続き、北朝鮮に対して平成26年5月の日朝政府間協議における合意（以下「ストックホルム合意」という。）の履行を求めつつ、拉致問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく。

以下では、まず、拉致問題に関して、国内における取組、日朝協議及び六者会合、国際場裡じょうりにおける取組、さらに、各国との連携につき俯瞰する。次いで、脱北者問題に関する政府の取組を説明し、最後に、北朝鮮によるその他の人権侵害問題の現状につき概観することとする。

## 2 拉致問題

### (1) 国内における取組

#### (ア) 政府一体となった取組

平成25年1月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣に新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、本部長である内閣総理大臣をはじめ、副本部長である拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣、そして本部員である他の全ての国務大臣から構成され、拉致問題の解決に向け、政府一体となった取組を推進している。

第1回拉致問題対策本部会合では、拉致問題の解決に向けた方針（※1）が決定され、その方針の下、各閣僚が、本部長及び副本部長を中心に連携を密にし、8つの項目（※2）について、それぞれの責任分野において全力を尽くすことが確認された。これまで計3回の拉致問題対策本部会合が開催され、本部長と副本部長によるコア会合においては北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号。以下「支援法」という。）のフォローアップや情報共有を行ってきている。平成26年8月の第2回拉

致問題対策本部会合で報告された「拉致被害者等への今後の支援策の在り方について（中間報告）」を受け、議員立法により支援法が改正され、同年11月の第3回拉致問題対策本部会合において「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」の改訂が承認された。これらの取組により、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期した。

#### (イ) 北朝鮮に対する措置の実施

政府は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や国際社会の動き等を踏まえ、国連安保理決議に基づく措置に加えて、これまで一連の対北朝鮮措置（※3）を決定し、実施してきた。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、海上保安庁による哨戒活動しょうかい及び自衛隊による警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。国連安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」（洋上での物



資の積替え)を実施しているなどの違反が強く疑われることが確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会等への通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置を採ってきている。令和元年は「瀬取り」の実施が強く疑われる13回の行為を外務省ホームページ等で公表した。

## (ウ) 拉致問題に関する理解促進

拉致問題に関する理解促進について、法は、政府及び地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定めている。政府は、これまでのパンフレット等の制作・頒布、学校における説明等に加え、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」を制作・上映している。平成30年7月には、各都道府県・政令指定都市の首長に対し、自治体広報誌において拉致問題を取り上げること等を促す通知を拉致問題担当大臣名で発出し、協力を要請した。また、拉致問題対策本部と関係地方公共団体等との共催による啓発行事「拉致問題を考える国民の集い」を全国各地（令和元年度は神奈川県横浜市、鳥取県米子市、熊本県熊本市、香川県高松市及び奈良県奈良市の5都市）で実施するとともに、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会を全国各地（令和元年度は22都市25か所）で開催した。さらに、舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」を全国各地（令和元年度は東京都立川市、石川県能美市、神奈川県川崎市及び徳島県阿波市の4都市）で実施するなど、理解促進・啓発の一層の強化に取り組んでいる。

特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題であるとの観点から、平成29年度から、中高生を対象とした作文コンクールを実施している。また、平成30年度より「拉致問題に関する教員等研修」を実施しており、令和元年度においては、同研修の一環として作成された学習指導案を都道府県・政令指定都市の教育委員会に共有した。加えて、令和元年度の新規施策として、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致問題に関する授業の指導案を作成するとともに、それらの指導案を活用した実践事例を積み重ねる事業を実施した。さらに、アニメ「めぐみ」の短縮版を作成し、拉致問題対策本部事務局ホームページに掲載するなどの取組を行った。また、令和元年8月の「こども霞が関見学デー」においては、アニメやまんが「めぐみ」の視聴等を通じて、子供達が拉致問題を知り、考え、声・詩・手紙・イラスト・工作など、子供達の好きな方法で感想等を表現するコーナーを実施したほか、拉致現場を再現するバーチャルリアリティを一部に駆使した映像資料を制作し、公開した。当該映像資料は、その後も各種の啓発機会を捉えて活用している。こうした取組に加え、教育現場への拉致問題対策本部事務局職員の派遣や、アニメ「めぐみ」の教育現場での積極的活用を促すなどの取組を実施している。

さらに、拉致問題について国際社会の理解促進を図るため、令和元年5月、菅官房長官兼拉致問題担当大臣は米国を訪問し、ニューヨークの国連本部において、日本、米国、豪州及びEUの共催による拉致問題に関するシンポジウムを開催した。同シンポジウムにおいて、日本の拉致被害者御家族等から、「生の声」が国際社会に訴えかけられるとともに、菅官房長官兼拉致問題担当大臣から、御家族の切なる思いと合わせて、拉致問題の一刻も早い解決に向けて、国際社会の理解と協力を呼び掛けた。また、同月、左藤内閣府副大臣（当時）は、家族会・救う会・拉致議連とともに、米国のワシントンD.C.を訪問した。同訪問において、左藤内閣府副大臣（当時）は、ハドソン研究所、日本政府及び北朝鮮人権委員会（HRNK）共催の拉致問題に関するセミナーに参加したほか、米国政府要人（国務省、NSC）や米国議会議員等に対し、御家族の切実な思いを聞いていただくとともに、拉致被害者の早期帰国の実現に向けたより一層の連携・協力を働きかけた。このほかにも、政府は、北朝鮮向けラジオ放送を通じて、拉致被害者等に向けて、政府の取組や国内外の情勢に関する情報、さらには、御家族の声や励ましのメッセージを送信しているほか、民間団体に業務委託し、その運営する北朝鮮向けラジオ放送の中でも政府メッセージを送信している。このほか、平成27年度以降、同民間団体と共同で北朝鮮向けラジオ放送の共同公開収録を全国各地で実施している。加えて、海外の北朝鮮向けラジオ放送局とも連携し、共同で番組制作を行うなど、北朝鮮向けラジオ放送の充実・強化に取り組んでいる。

## (エ) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和元年度は、政府主催イベントとして、12月14日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による国際シンポジウム「グローバルな



第201回国会施政方針演説において拉致問題解決に向けた決意を述べる安倍内閣総理大臣（令和2年1月・内閣広報室提供）

課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と御家族の苦悩について、被害者の御家族からの「生の声」の訴えが行われたほか、北朝鮮問題に詳しい内外の有識者を招き、グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携の在り方について議論を行った。また、当該政府主催イベントの中で、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式を行い、菅官房長官兼拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀受賞者による作文の朗読や拉致現場視察（新潟市）の感想の発表が行われたほか、ミニコンサート（拉致被害者御家族・関係者らによる合唱）が行われた。そのほか、関係省庁、地方公共団体等においても、同週間を中心に講演会、パネル展、ポスターの掲出、チラシ等の配布、インターネットバナー広告及び交通広告（電車で吊り）の実施、全国の地方新聞紙における広告の掲載等に取り組んだ。

## （オ）拉致被害者の認定及び拉致容疑事案等の捜査・調査の推進

平成14年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人の拉致を初めて認めた。政府は、これまでに北朝鮮による日本人拉致被害者として、17名を認定している（令和2年5月現在）。この17名以外にも、警察は、朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件2名を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。また、これまで、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等8件に係る11名について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

これら以外にも、いわゆる特定失踪者（※4）の方も含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として警察が捜査・調査の対象としている方は878名に上っており（令和2年5月現在）、警察では、当該事案の真相解明に向け、警察庁警備局外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が、都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導、当該事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行った。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を密にして、捜査・調査を行った。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的に

DNA型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民からの情報提供を求めるため、御家族の同意が得られたものについては、事案の概要等を警察庁及び都道府県警察のホームページに掲載している。

## （2）日朝協議及び六者会合

### （ア）日朝協議

日朝関係については、政府は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す考えである。

北朝鮮による平成28年1月の核実験及び同年2月の弾道ミサイル発射等を受けた我が国の対北朝鮮措置の発表後の同月、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると宣言した。我が国は北朝鮮に対し、厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

政府としては、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

平成30年2月の平昌冬季オリンピック競技大会の開会式のレセプションの機会を捉えて、安倍総理大臣は金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長（当時）に対して、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。

また、令和元年5月、安倍総理大臣は、「条件をつけずに金正恩委員長と会って、率直に、虚心坦懐に話をしたい」と表明した。これに対し、同月訪日したトランプ米大統領からは、「全面的に支持する。あらゆる支援を惜しまない」との力強い支持が表明された。

### （イ）六者会合

六者会合は、朝鮮半島の非核化をはじめとする北朝鮮をめぐる諸懸案を解決するための交渉の場として活用されてきたが、平成20年12月以来開催されていない。平成17年9月に発出された六者会合共同声明においては、懸案事項を解決することを基礎として、日朝間の国交を正常化するための措



久米 裕さん



松本 京子さん



横田 めぐみさん



田中 実さん



田口 八重子さん



市川 修一さん



増元 るみ子さん



曾我 ミヨシさん



石岡 亨さん



松木 薫さん



原 敎晃  
ただあき



有本 恵子さん



地村 保志さん



地村 富貴恵さん



蓮池 薫さん



蓮池 祐木子さん



曾我 ひとみさん



置を採ることとされており、この共同声明の完全な実施が重要である。政府としては、米国や韓国、さらには中国やロシアをはじめとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、六者会合共同声明の完全実施に向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく考えである。

### (3) 国際場裡における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が主体的に北朝鮮に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠であり、政府は、外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。

令和元年11月及び12月には、我が国が共同提案国となった、拉致問題への言及を含む強い内容の北朝鮮人権状況決議(※5)が、国連総会第三委員会及び本会議において無投票で採択された。また、令和2年3月には、国連人権理事会において、我が国が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議が提出された(※6)。

政府は、国連のみならず、G7サミット、ASEAN関連首脳会議などの多国間の枠組みにおいても、拉致問題を提起しており、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組は、国際社会から広範な理解と支持を得てきている。令和元年8月のG7ビアリッツ・サミット(フランス)では、安倍総理大臣から拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を呼びかけ、G7首脳から賛同を得た。また、同年9月の国連総会の際にも、安倍総理大臣の一般討論演説等において、全ての拉致被害者の帰国に向け、各国に対して理解と協力を求めた。

### (4) 各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働きかけと並行して、政府は、諸外国との首脳・外相会談をはじめとするあらゆる機会を捉え、拉致問題に関する我が国の立場を説明し、理解と支持を得てきている。拉致問題の早期解決に向け、国際社会と緊密に連携しながら、北朝鮮に拉致問題の解決の重要性を認識させることは極めて有意義である。

米国については、トランプ米国大統領が、安倍総理大臣からの要請を受け、平成30年6月の米朝首脳会談において金正恩(キム・ジョンウン)国務委員長に対して拉致問題を取り上げたほか、ポンペオ米国国務長官の訪朝などの機会に北朝鮮に対して拉致問題を提起している。また、平成31年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ米国大統領から金正恩国務委員長に対し、初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会でも、拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ米国大統領は、平成29年11月の訪日の際に続き、令和元年5月

の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。



トランプ米国大統領と拉致被害者御家族の面談(令和元年5月・内閣広報室提供)

中国についても、令和元年6月の日中首脳会談において、習近平(しゅう・きんぺい)中国国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。

また、韓国については、平成30年4月の南北首脳会談をはじめとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、令和元年12月の日韓首脳会談においても、文在寅(ムン・ジェイン)韓国大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げているとの発言があった。また、同年12月の日中韓サミットにおいては、拉致問題の早期解決に向けて、安倍総理大臣から文在寅韓国大統領と李克強(り・こくきょう)中国國務院総理の支援と協力を求め、日本の立場に理解を得たほか、同サミット成果文書において拉致問題が言及された。



日米韓外相会合(令和2年2月)

さらに、ロシアについても、平成30年9月の日露首脳会談において、安倍総理大臣から拉致問題の解決に向けてロシアの協力を呼びかけ、プーチン・ロシア大統領の理解を得た。

日本は、今後とも、米国をはじめとする関係国と緊密に連携・協力しつつ、拉致問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく。



米国議会においては、北朝鮮に拉致された可能性のある米国人に関する決議案が平成28年9月に下院本会議で決・成立したほか、平成30年11月には、上院本会議でも決議案が決・成立した。

# 3

## 脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオスなどのアジア諸国に滞在しているとみられ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在当局の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を送っていることから、実数の把握は極めて困難である。

政府は、脱北者の保護及び支援については、法の趣旨を踏まえ対応してきている。脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した上で判断する

との方針に基づき対応している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名を超える脱北者が我が国に入学している。

また、政府としては、我が国に帰国し、又は入学した脱北者が自立した生活を送ることができる環境を早期に整えることが肝要であると考えており、関係府省庁の緊密な連携の下、定着支援のための施策を円滑かつ迅速に実施しているところである。具体的には、脱北者に対し、個別のケースに応じて、職業相談、精神的なケアの実施、日本語教育機関の紹介等を行っている。

# 4

## その他の人権侵害問題

### (1) 日本人配偶者問題

過去に朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問についても、人道的観点から取り組むべき問題である。昭和34年から昭和59年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により北朝鮮に渡航した日本人配偶者と推定される1,831名に関し、政府としては、従来から、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきた。平成26年10月の平壤における特別調査委員会との協議においては、日本人配偶者の調査方法等についての説明があったが、具体的な情報を含む調査結果の通報はなかった。政府としては、引き続き北朝鮮に対して、迅速な調査及び結果の通報を強く求めていく。

プを目的として、平成27年6月には、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）ソウル事務所が設立され、その後も、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家の指名（平成28年9月）、ソウル事務所を含むOHCHRの能力強化（平成29年3月～令和2年5月現在）といった具体的な取組が進められている。政府としては、拉致問題の早期解決のため、北朝鮮人権状況特別報告者やOHCHRの現地事務所の活動に協力していく。

また、米国国務省や国連事務総長及び北朝鮮人権状況特別報告者等が作成した報告書においても、北朝鮮内における広範な人権侵害が指摘されている。政府としては、北朝鮮が国際社会の声を真摯に受け止め、拉致問題の早期解決や、国際社会との協力に向け具体的な行動をとるよう、引き続き強く求めていく。

### (2) 北朝鮮内の人権侵害問題

平成26年3月に人権理事会に提出された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）の最終報告書では、思想、表現及び宗教の自由の侵害、差別、移動及び居住の自由の侵害、食料への権利及び生存権の侵害、恣意的拘禁、拷問、処刑及び強制収容所、拉致及び強制失踪など、北朝鮮における広範囲にわたる組織的かつ深刻な人権侵害が詳述されており、また、COIが人権侵害と認める事案の多くは「人道に対する犯罪」に相当するとしている。同報告書のフォローアッ



## 〈注 釈〉

※1 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。

※2 ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。②日朝政府間協議をはじめ、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。⑥米国、韓国をはじめとする関係各国との緊密な連携及び国連をはじめとする多国間の協議を通じて、国際的な協調を更に強化する。⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。

※3 平成18年7月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を即日実施し、同年10月9日の北朝鮮による核実験実施の発表を受け、同月11日、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮からの輸入禁止を含む4項目の対北朝鮮措置を発表した。

平成21年には、4月5日の北朝鮮によるミサイル発射を受け、同月10日に北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出について届出を要する金額（下限額）を100万円超から30万円超に引き下げること、北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する金額（下限額）を3,000万円超から1,000万円超に引き下げることを発表した。また、5月25日の北朝鮮による核実験実施を受け、6月16日に北朝鮮への輸出禁止並びに「北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」を原則として許可しないことを発表した。我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案については、平成22年5月28日に成立した。

平成22年には、3月の韓国哨戒艦沈没事件を受け、①北朝鮮を仕向地とする支払い手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を30万円超から10万円超に引き下げること、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について報告を要する下限額を1,000万円超から300万円超に引き下げること、③（北朝鮮に係る輸出入禁止）措置の執行に当たり、第三国を経由する迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格に対応していくことを発表した。

平成25年4月5日、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として、追加的に1団体及び4個人に対して資産凍結などの措置を講じたことを発表した。さらに、同年8月30日、北朝鮮が、国際社会の強い反対にもかかわらず、依然として核・ミサイル開発を継続し、拉致問題について何ら具体的な行動を見せていないこと等を踏まえ、9団体及び2個人を資産凍結の対象として追加的に指定することを発表した。

平成26年5月の日朝政府間協議の結果、北朝鮮側が全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束し、同年7月、特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始したこと

を受け、我が国は、①北朝鮮籍者の入国の原則禁止措置、在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止措置、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請措置等を解除すること、②北朝鮮に住所等を有する自然人等に対する支払について、報告を要する下限額を300万円超から3,000万円超に戻すとともに、北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出について、届出を要する下限額を10万円超から100万円超に戻すこと、③人道物資輸送のために北朝鮮籍船舶が我が国に入港する場合を、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成16年法律第125号）第6条第1項に規定する入港禁止の例外となる「特別の事情」に該当する場合であると閣議決定すること（輸出入全面禁止措置は維持）を内容とする対北朝鮮措置の一部解除を決定した。

平成28年2月、北朝鮮が同年1月に核実験を、同年2月に「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行したことを受け、また、拉致問題について、安倍政権の最重要課題として、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたが、いまだに解決に至っていないことを踏まえ、我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、①在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国禁止を含め、従来より対象者を拡大して人的往來の規制措置を実施すること、②支払手段等の携帯輸出について届出を要する下限額を引き下げるとともに、北朝鮮向けの送金を原則として禁止すること、③人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止すること、④資産凍結の対象となる関連団体・個人を拡大することを内容とする独自の対北朝鮮措置の実施を決定した。また、同年9月に北朝鮮が同年に入ってから2回目となる核実験を強行するとともに、同年中に20発以上の弾道ミサイルを発射していることや、拉致問題について一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたにもかかわらず、いまだに解決に至っていないことといった北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、同年12月、人的往來の規制措置を強化するとともに、北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止措置及び資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施することとした。

さらに、平成29年には北朝鮮が3発のICBM級を含む17発の弾道ミサイルを発射したほか、同年9月には過去最大出力と推定される規模の6回目の核実験を実施した。こうした中、我が国独自の措置として、同年7、8、11及び12月には、資産凍結等の措置の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施した。

※4 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。

※5 同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性並びに重要性に加え、拉致被害者及び家族が長きにわたり繰り返される多大な苦しみに深刻な懸念をもって留意し、北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処、その被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確な情報の提供並びに全ての拉致被害者に関する全ての問題のできる限り早期の解決、特に日本人拉致被害者の帰国等を要求する内容となっている。

※6 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月12日の人権理事会において、3月13日の会合を最後に、更なる通知があるまで人権理事会を中断することが承認されたため、同決議案は、5月現在、採択されていない。

# 外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

TEL:03-3580-3311

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

